

平成26年4月21日

報道機関 各位

国立市市長室広報担当

市民税・都民税（個人分）「還付加算金」の取扱いについて

市民税・都民税につきまして、納め過ぎた金額があった場合には、地方税法の規定に基づき、それと同額の還付金と併せて、還付加算金（還付金に対する利子相当分）が付加される場合は、それを付加して還付しています。

国立市におきましては、確定申告を行う必要のない給与所得者の方々などが、所得税の還付を受けるため、翌年3月の確定申告の期限が過ぎ、遡って確定申告等を行ったことによって、市民税・都民税が減額され、還付加算金が発生する場合、還付加算金計算の起算日を「所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日」（地方税法第17条の4第1項第3号）として算定していました。

しかしながら、東京都から本年3月に通知がなされ、新たに「納付又は納入があった日の翌日」（地方税法第17条の4第1項第1号）とする統一的な解釈が示されました。

よって、国立市といたしましては、全国の複数の自治体の動向を踏まえ、総務省及び東京都から示された見解に従うこととし、上記のような場合における還付加算金計算の起算日を「納付又は納入があった日の翌日」として再計算し、還付加算金の額に不足がある方につきましては、還付することといたします。

【問い合わせ】 政策経営部 収納課長 土方 勇

電話：042（576）2111 内線247